「パブリックコメント」の結果について

「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」(案)

問い合わせ　こども課　☎38-2045

「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」(案)について、市民の皆さんからご意見を募集したところ、一人のかたから次のご意見をいただきました。ご意見の要旨と、それに対する市の考え方については、次のとおりです。

【ご意見】

①行動計画を実行するにあたり、優先順位や財政的制約等があれば、それも開示すべきではないか。

②『基本的な視点』の『仕事と生活の調和実現の視点』の中に「行政・地域・事業所等がそれぞれ連携して取り組みを進める」とあるが、施策からは分かりづらい。

③アンケートの分析結果と行動計画の施策が、どのようにリンクしているのかが分かりにくい。リンクしているところ、できなかったところを、明確にしてほしい。

【市の考え方】

①この計画は市町村の行動計画となっており、計上した個別事業に掲げた目標については、すべて平成二十六年度までに達成することを前提としており、財政状況を勘案しながら、取り組みを推進していきます。また、全事業を実行することでの、明確な優先順位はありません。

②計上した個別事業の推進にあたっては、より良いものにするため、「基本的な視点」として「行政・地域・事業所等がそれぞれの連携した取り組み」を念頭に据え、実効に向けて図っていくことが不可欠と考えていますが、個々の施策への具体的な取り組みの詳細についての表記は、現段階では難しいと考えており、市民の皆さんのご理解をいただきたいと思います。

③それぞれのアンケート結果の具体事業への反映状況については、事業数およびアンケート回答項目量などの関係により、表記は困難と考えていますが、第四章の各施策の「現状と課題」では、アンケート調査結果、地域協議会意見や所管課調査等から把握した現状と課題を、また、施策の方向性では市の対応の方向性を記載しています。

すべてのニーズへの取り組みが、計画に反映できているものではありませんが、計画を推進する上で、可能な限り市民の皆さんのニーズに沿うものとなりますよう、努めていきたいと考えています。

行動計画の愛称が 子育て未来応援プラン「あしや」 決まりました

「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」について、市民の皆さんから計画の愛称を募集したところ、８人のかたから応募があり、策定委員会での審査により、次の愛称に決定しました。

■**計画の愛称**
子育て未来応援プラン「あしや」

■**考案者**
田村まりさん(浜町在住)

■**愛称の理由**
明るい未来のもとで
子育てができるように

※ご応募いただいた皆さん、ありがとうございました。

打出浜風

高齢者生活支援センター業務を終了します

市では、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、介護や健康、福祉等の生活に関する身近な総合相談窓口として、市内に六カ所の高齢者生活支援センターを設置していましたが、三月三十一日をもって、打出・浜風の二カ所の高齢者生活支援センター業務を終了することになりました。

今後の相談窓口業務については、次の高齢者生活支援センターが引き続き行いますので、ご活用ください。

小学校区	３月末まで	４月１日からの相談窓口
宮　川	打出高齢者生活支援センター（エルホーム芦屋内）	精道高齢者支援センター（芦屋ハートフル福祉公社内）☎34-6711(浜芦屋町3-26)
打出浜		
浜　風	浜風高齢者生活支援センター（愛しや内）	潮見高齢者支援センター（あしや喜楽苑内）☎34-4165(潮見町31-1)

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044

特定優良賃貸住宅(特優賃)入居促進キャンペーンプラン　《平成22年度分》

【特優賃住宅入居資格】　次のすべてに当てはまることが必要です。
①現在住宅に困っておられるかた
②家族構成が夫婦または親子を主としたもので、２人以上で入居できるかた
③入居しようとする家族全員の所得月額が200,000円以上601,000円以下のかた
（満35歳以下のかたが申し込まれる場合は、所得月額が153,000円以上）等

	新婚世帯向け	子育て世帯向け
受け付け期間	４月１日～平成23年３月31日	
対象資格	■特優賃入居資格があるかたで、上記期間に新規に入居申し込みをする世帯の内、入居しようとする家族全員の所得月額が322,000円以下のかた。 ■申し込み日現在、過去１年以内に婚姻届を出していない新婚世帯、もしくは契約日以後３カ月以内に「入籍もしくは入籍可能」な新婚世帯。	■特優賃入居資格があるかたで、上記期間に新規に入居申し込みをする世帯の内、入居しようとする家族全員の所得月額が322,000円以下のかた。 ■契約時点で「中学校卒業までの子どもを扶養し、同居する」世帯。
軽減内容	①一般入居者負担額に対して、月額15,000円を軽減。 ②軽減期間は、適用資格を確認した後、翌月から５年間とする。 （ただし当該団地の特優賃管理終了時、〈特優賃の用途廃止は借上契約の解除の時を含む〉までとする） ③いずれかの１プランのみ適用を受けることができ、他プランとの併用は認めない。	
留意事項	**【軽減打ち切りの場合】**　■家賃を滞納したとき。■毎年の収入調査により、家族全員の所得月額が322,000円以上になったとき。■軽減期間中であっても、新婚で入居したかたで婚姻関係がなくなったとき。また子育て世帯で入居したかたで、対象となる子が転出または死亡したとき。 **【その他】**　■すでに特優賃住宅にお住まいのかたや、通常の申し込みにより入居した後に、このプランに該当する場合であっても、軽減の対象としない。	

問い合わせ　住宅課　☎38-2026

幼稚園ってどんなとこ？

入園前保護者説明会

幼稚園では、四月になると新しい子どもたちを迎えます。

その入園前に少しでも幼稚園を知ってもらうために、入園予定の子どもたちとその保護者を迎えて、一月に入園前保護者説明会を実施してします。

保護者の皆さんに、入園するまでに準備してほしいことや、子どもたちが不安なく、期待をもって入園できるように、お話をさせていただくのです。

その間に、子どもたちは保護者から離れ、先生や在園児と一緒に遊びます。

在園児に誘われるとすぐに保護者と離れられる子、最初は離れにくくても、在園の子どもたちに誘われると離れられる子、保護者と離れるのが不安そうな子など、いろいろな子どもの姿が見られます。

一緒にいる保護者の不安な気持ちも受け止めながら、教師は一人一人にていねいに声をかけ、遊べるように誘います。

このように幼稚園では、子どもたちの気持ちに寄り添いながら毎日の生活の積み重ねを大切にしています。

また、幼稚園では子どもたちが、身近な自然に親しみをもち、「不思議だな」「すごいね」などさまざまな事象から気付き、豊かに感じ、「どうしてかな」などと考えることができるような体験を大切にしています。

このような体験の一つとして、園で畑を作り、ミニトマト・キュウリ・サツマイモ・ダイコン・イチゴ・タマネギ・ジャガイモなど、一年を通してさまざまな野菜を栽培し、生長を喜び、収穫を楽しんでいます。

収穫後は自然の恵みに感謝し、園で調理して友達と一緒に楽しいただきます。

自然との出会い、感動するような体験は、自然に対する親しみなどを育てるばかりでなく、科学的な見方や考え方の芽生えを培う上で、大切なことだと考えています。

問い合わせ　学校教育課　☎38-2087

平成22年 春季全国火災予防運動　3月1日▶7日

問い合わせ　消防本部予防課　☎38-2098

この運動は、火災が発生しやすいこの時季に市民の皆さんに火災予防への関心を深めていただき、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

特に、住宅防火対策については、住宅火災により５年連続して、全国で1,000人を超えるかたが亡くなっています。

平成16年の「消防法改正」で住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、新築住宅については設置が進んでいるものの、既存の住宅についてはなかなか進んでいない状況です。

既存住宅にお住まいの皆さんについては、住宅火災による死者数を低減させるため、条例で定める23年５月末を待つことなく、積極的に住宅用火災警報器の早期設置に一層のご協力をくださいますようお願いします。

《全国統一防火標語　「消えるまで　ゆっくり火の元　にらめっ子」》

《阪神地区統一標語　「火災から　人命を守ろう」》

【重点目標】

■**住宅防火対策**　火災から“いのちを守る７つのポイント”
①寝たばこは、絶対にやめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
⑤寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
⑦高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■**放火火災・連続放火火災防止対策**　放火されない環境づくりが大切
地域住民１人１人が積極的に放火火災に対する注意を心がけ、事業所や町内会・住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組みましょう。
①燃えやすいものを家の周囲に置かない。
②家のまわりを明るくする。
③自動車やバイクのボディーカバーは、防炎製品にする。

■**特定防火対象物(不特定多数のかたが利用する施設)の防火安全対策の徹底**
不特定多数のかたが利用する施設等で火災が発生した場合を想定し、消火・通報・避難訓練を実施し、火災が発生した場合に避難経路となる通路や階段等の管理を適切に行いましょう。
① 防火管理体制の充実。
② 避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底。
③ 防炎物品の使用の徹底および防炎製品の使用の推進。

■**製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進**
電気用品・燃焼機器・自動車等の火災の発火源となることが多い製品については、適切な使用・維持管理を心掛け、火災事故防止に努めましょう。

■**林野火災予防対策**
春を迎え、山に行かれる人の増加が見込まれます。それに伴って、毎年この時期には林野火災も増え始めています。その出火原因には、たき火・たばこによるものが多くみられます。空気が乾燥するこの時季には、入山する１人１人が防火を心掛けましょう。

※詳しくは、市ホームページ「住宅防火対策」をご参照ください。

共同住宅の「防火研修会」を開催します

共同住宅の関係者を対象に「防火研修会」を開催します。参加希望のかたは、事前にご予約ください。

■**日時**　３月６日(土)午後２時～３時30分　■**会場**　消防庁舎３階多目的ホール・庁舎敷地内ほか
■**定員**　80人　■**内容**　防火ビデオの視聴・消火器の取り扱い等　■**申し込み**　下記へ

問い合わせ　消防本部予防課　☎38-2098

林野火災警戒と防御訓練を実施します

【林野火災警戒】
■**警戒期間**　３月１日～４月11日〈土・日曜日・祝日〉午前９時～午後１時　■**警戒区域**　本市背山一帯・奥池周辺

【防御訓練】
■**日時**　３月21日(日)午前10時～正午〈雨天決行〉　■**場所**　本市背山一帯　■**参加機関**　本市消防署および消防団

問い合わせ　消防本部警防課警防担当　☎32-2345

課税課からのお知らせ

個人市・県民税／固定資産税・都市計画税

出国時の市税の納付手続きはお済みですか

個人市・県民税は、毎年１月１日現在で市内にお住まいのかたに、また固定資産税・都市計画税は、毎年１月１日現在で固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちのかたに、それぞれ課税されます。出国される場合には、納税管理人選定等の手続きが必要ですので、下記へご連絡ください。

■個人市民税　課税課市民税担当　☎38-2016
■固定資産税　課税課固定資産税担当　☎38-2017
■納税相談　収税課　☎38-2014
■口座振替　課税課管理担当　☎38-2015

軽自動車税も出国・転出時には手続きが必要です

軽自動車税は毎年４月１日現在で軽自動車(原動機付自転車を含む)をお持ちのかたに課税されます。廃車・譲渡した場合または盗難にあった場合でも登録をそのままにしていますと課税されますので、廃車等の手続きをしてください。また、市外へ転出される場合は、芦屋市で廃車の手続きをし、転出先の住所地で登録する必要があります。海外へ出国される場合も廃車の手続きが必要ですので、下記の場所で必要な書類を確認のうえ、必ず登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

なお、軽自動車税は年度途中で廃車されても月割計算で還付する制度はありません。

■**原動機付自転車**(125cc以下)・小型特殊自動車の手続き…☎38-2015
課税課管理担当(市役所南館１階・13番窓口)
■**軽自動車(二輪)・二輪の小型自動車の手続きは**…☎050-5540-2066
神戸運輸監理部兵庫陸運部(神戸市東灘区魚崎浜町34-2)
■**軽自動車(三輪・四輪)の手続きは**…☎078-927-3648
軽自動車検査協会兵庫事務所(神戸市西区玉津町居住字孫田67-1)

【神戸運輸監理部からのお願い】　HPhttp://www.kbm.mlit.go.jp/
毎年、年度末は、自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑しますので、自動車の検査・登録手続きは、比較的すいている３月中旬までにお済ませください。なお、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の１カ月前から受けられます。それぞれについてのお問い合わせは、下記へ。
■**登録関係**　☎050-5540-2066　■**検査関係**　☎078-453-1102
■**ユーザー車検予約専用電話**　☎050-5540-2166

夜間(17：00～9：00)水道修理工事当番表【３月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は水道部へお尋ねください。

●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。

●夜間の修理は、右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日

中央水道工務所	22-3552	1、7、13、19、25
原田商会	22-0706	2、8、14、20、26
越智商会	22-3708	3、9、15、21、27
西岡設備工業所	22-6900	4、17、23、29
前忠工業㈱	31-8548	5、11、24、30
(資)神明商会	22-3565	6、12、18、31
㈲大阪商会	32-6302	10、16、22、28

問い合わせ　水道工務課　☎38-2083

全国山火事予防運動　《3月1日▶7日》

全国統一防火標語『消さないで　小さな命の　帰る場所』

空気が乾燥する春先には、ちょっとした不注意で山火事が発生し、大火災となります。大切な緑の山を守るためにも、次のことを守ってください。

■枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
■たき火等火気の使用中は、その場を離れず、使用後は完全に消火すること
■強風時および乾燥時には、たき火・火入れはしないこと
■たばこは指定場所で喫煙し、吸いがらは完全に消すとともに投げ捨てないこと
■火遊びは、絶対にしないこと
■たき火をするときには、事前に消防署に連絡すること

問い合わせ　消防本部警防課警防担当　☎32-2345